

第29回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年3月26日(木) 午後3時00分から午後4時00分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員(5人)

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

農地利用最適化推進委員(5人)

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

4 欠席委員

なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について

報告第2号 農用地利用配分計画(移転)について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第29回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議 長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局の黒崎係長よりお願いいたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

- ・ 農業者等との意見交換会
- 期日：3月4日(木)
- 場所：出雲崎町役場2F 会議室
- 出席者：内藤会長、森山会長職務代理、佐藤委員、権田委員、
大矢事務局長、黒崎係長
- (町産業観光課：内藤参事、高橋係長)

議 長 それでは議事に入ります。報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書1ページからご覧ください。このたび2件の通知があります。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 これらの案件は全て合意解約となります。
番号1、番号2とも、借り手の変更によるものであり、この後の議案第2号の農用地利用集積計画の新規設定による案件で説明します。
以上になります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問が無いようなので報告第1号を受理し、終了します。

議 長 続きまして、議案第1号 農地法第3条による許可申請について事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書7ページからご覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてこのたび所有権移転売買による申請が1件ありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 譲渡人は、譲受人との話し合いにより、当該耕地が譲受人の自宅前に所在し、なお、譲受人の息子夫婦も地元の〇〇地内に居住しており、今後の後継者もいます。そこで当該土地を売却して将来に渡り耕地の作付や保全管理をしていただきたいことからこの度の売買が行われることになりました。譲受人は、現在某企業への就業のかたわら地元〇〇地内の担い手として、長年において自己所有地の約6反5畝の田んぼと1反3畝の畑を耕作されております。農地法第3条の許可要件（判断基準）として、面積要件についての基準を満たしているほか、申請書類や聞取り等からすると全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件などがありますが譲受人はこれらの要件に合致しており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われまます。

それと、このたびの申請以前まで当該耕地は譲受人が農業から引退する際に3条許可申請による使用貸借権を跡継ぎである息子さんと契約しており農業者年金の経営移譲年金を受給しておりましたがこの許可申請をするため当該筆にかかる使用貸借権を3月2日付けで解除しました。解除の内容等によりましては経営移譲年金の支給停止が伴いますが、譲受人は当初契約をして経営移譲年金の受給が開始された平成17年5月から10年が経過した際には再設定を行っており、この場合、農業者年金の制度上はその制約は解除され、支給停止にはならないことを確認しております。

説明は以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。議案書9ページからご覧ください。

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定4件、新規設定10件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 以上、このたびの利用集積計画の案件となります。以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、全て農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上となります。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、議案第3号 出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について事務局より説明願います。

事務局 それでは議案第3号について説明します。

議案書の28ページをご覧ください。議案第3号 出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について出雲崎町長より農用地区域からの除外に伴う協議を求められました。先日、大字〇〇のEさんより出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更申請が出雲崎町長に提出され、計画変更に伴う国への申請にあたり、農業委員会及びJAの同意が必要であるため、農業委員会としては総会の場で審議することになります。

出雲崎町は大新潟カントリークラブ出雲崎コース、ゴルフ場になりますがそれ以外は全て農業振興地域整備計画の網がかけられています。その中で集団性が高く農地利用に適している箇所、農用地区域（いわゆる青地）及び、集団性や生産性が低く土地改良事業等の耕地整備が行われていない又は、見込みのない、農用地区域外（いわゆる白地）に区分されております。現在、出雲崎町では田んぼのみ（転作田含む）が青地となっております。

このたびは議案書に記載した3筆の変更（農用地区域からの除外）にかかる案件となります。当該土地の所有者は大字〇〇のEさん、〇〇建設の役員となりますが、変更の理由は会社の資材置き場として利用したいこととあります。

そこで農業委員会としては、事前に町農政担当と県（長岡地域振興局農用地課）との数回に渡る事前協議における結果について、除外要件に適合しているか否かの判断をし、適合と認められ議決された場合は出雲崎町長に同意書を提出することになります。

議事資料をご覧ください。19ページに当該箇所の位置図、20ページに写真（地区担当委員にも現地調査をしていただいております）、21ページ及び22ページに関係法令を記載しております。21ページ、22ページ中に農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の条文が記載されておりますが、この要件を満たせば農用地区域から除外することができるとされております。この第13条第2項の内容に基づき町農政担当と県で事前協議をした記録が、議案資料の別紙となります。

議案資料の別紙をご覧ください。

【議案資料の別紙の内容を説明】

以上が市町村農政担当と県が事前協議をした内容になります。

議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　1番 E委員は地区担当委員であり現地確認をしていただいたと思います。が現地の様子をご説明願います。

1番 　先日、事務局と再度現地確認をしてまいりました。この耕地は元々整備された田んぼでありましたが狭く短い沢の最下部に位置するあまり耕作条件の良くない耕地と認識しておりました。減反政策時になります。主に隣接する県道の改良工事の際に出た残土を埋めて畑にしたものであります。過去5年間の共済細目書を確認しましたが、自己保全管理となっております。時期によっては菜の花等が生い茂っていることもありましたが、年間を通して整然としたイメージがあり適切な耕地管理をされていたことと思われま。

農業振興地域の整備に関する関係法令による農振農用地区域からの除外要件等について、先ほど事務局が説明したとおり、各要件と現状を照らし合わせてもこの判断基準に合致していると思われ、何よりこれまで隣接耕地は弊害もなく耕作管理されていたことが幸いでありま。

議長 　ただいま地区担当委員より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、本件耕地の農用区域からの除外申請に伴う出雲崎農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更について同意することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議 長 全員ですので、議案第3号は同意といたします。

議 長 続きまして、報告第2号 農用地利用配分計画（移転）について事務局より説明願います。

事 務 局 報告第2号について説明します。議案書29ページからご覧ください。
中間管理機構である新潟県農林公社が利用権の設定をしている農地につきまして、転貸先の変更がありますのでご報告いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

大字〇〇の Hさんが新潟県農林公社に貸し出している農地についての受け手の変更となります。こちらの農地についてはH28.1.26総会にて農地利利用集積計画の承認がされているもので、利用権設定期間は平成28年3月5日から令和8年3月4日まで（10年間）となっており、これを令和2年2月29日より（約6年間）引き継ぐこととなります。

説明は以上となります。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(発言なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので報告第2号は終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件についてご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第29回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年3月26日

議 長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩